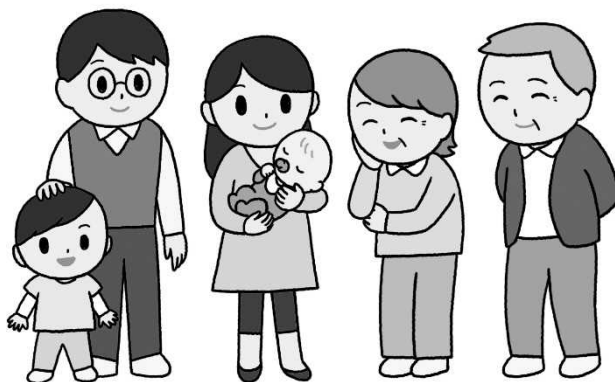


あいかわ子ども・子育てプラン（第2期）

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画（母子保健計画）
子どもの貧困対策推進計画

概要版

【令和2年度～令和6年度】



～子どもがみんなに愛され、
健やかにたくましく成長できるまちづくり～

令和2年3月
愛川町

◆計画策定の趣旨

わが国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

特に、待機児童の解消や子育てと仕事を両立することができる環境の整備については、子ども・子育て支援制度の重要な課題として位置づけられており、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」では、令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備するとしています。

本町においても、こうした国の動向を踏まえ、第1期計画に引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため「あいかわ子ども・子育てプラン（第2期）」を策定します。

◆計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、第1期計画と同様、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うための「母子保健計画」や、「次世代育成支援行動計画」を包含するとともに、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を加えた一体的な計画とします。

なお、計画の策定にあたっては、本町の上位計画である「第5次愛川町総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

◆計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第1期計画											
	見直し				第2期計画（本計画）						
										次期計画	

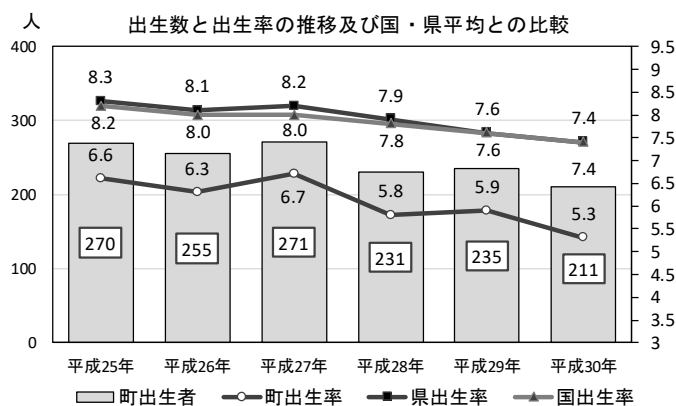


◆子育てに関するニーズ調査結果の概要

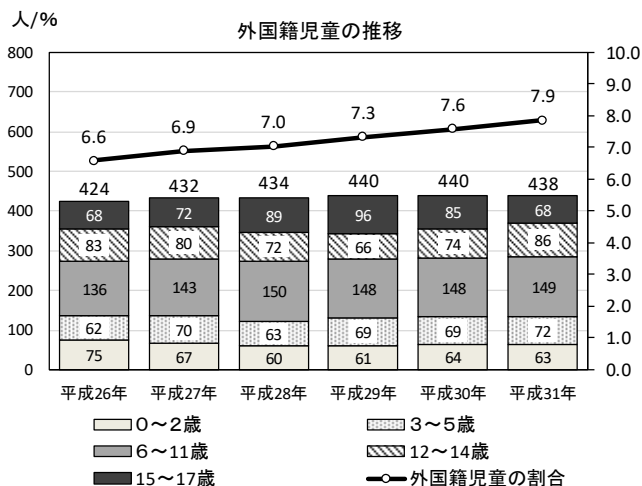
計画策定に係る基礎資料として、小学生以下の保護者を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。前回（第1期計画策定時）の調査では未就学児を対象としておりましたが、今回の調査では小学生の放課後児童クラブの利用意向や、放課後の過ごし方等を把握するため、就学前児童の保護者に加えて、小学生の保護者も対象として調査を行いました。

◇調査地域：	本町全域	
◇調査対象者：	本町在住の就学前児童が属する世帯 600 世帯 本町在住の小学生が属する世帯 600 世帯 ※住民基本台帳から無作為抽出	
◇調査期間：	平成 30 年 11 月 28 日～12 月 17 日	
◇調査方法：	郵送配布・郵送回収	
配布件数	回収件数	回収率
1,200 件	421 件 ※就学前児童 222 件、小学生 192 件、区分不明 7 件	35.1%

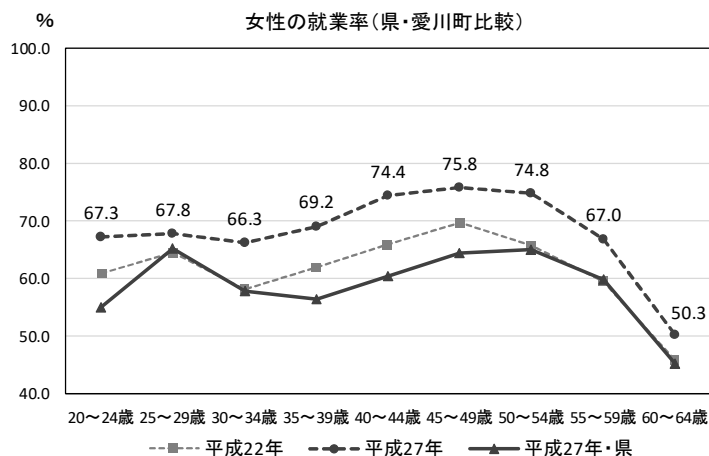
◆愛川町の概況



資料：(神奈川県・国) 厚生労働省人口動態統計、(愛川町) 統計あいかわ
(出生率：人口千人当たり)



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）



資料：国勢調査

●● 愛川町の主な概況 ●●

- ◆ 出生数、出生率はともに減少
- ◆ 外国籍児童の割合は年々増加
- ◆ 働く女性は5年前と比べて増加

◆計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えるために、子育て支援に関わる環境を社会全体で整備することが求められます。地域や社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長を喜び子育てに夢や希望を持てるような取り組みを推進していく必要があります。

本計画では、これまで推進してきた第1期計画の基本理念を継承し、未来を担う子どもたちが、みんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくりを推進します。

基本理念

～子どもがみんなに愛され、
健やかにたくましく成長できるまちづくり～

◆計画の基本的な視点

わたしたちの共通の価値観、基本的な視点として「子ども」・「家庭」・「地域」の視点から3項目を掲げ計画を推進していきます。

子どもの しあわせと 夢

すべての子どもの人権や個性を尊重し、しあわせに育つことが保障されていることはもちろんのこと、子ども自身が将来に夢をもち、様々なハードルを乗り越える力を育み、それぞれが自立できる環境づくりを進めます。

また、子どもの生まれ育つ環境によって子どもの夢や将来が制限されることのないよう、子どもの幸せと成長を育むための支援に取り組めます。

家庭の安らぎ と楽しい 子育て

家庭は子どもにとって安心して過ごすことのできる安らぎの場所です。親も子ども笑顔で生活でき、家族が互いに助け合いながら子育てを行い、健康で豊かな生活を実感できるよう、保育環境の整備や相談体制の充実に努めるとともに、経済的な負担の軽減や不安の解消を図ります。

地域社会の やさしさ

子どもの成長の基盤は家庭にあります。健やかな成長のためには、社会全体で支え見守ることが重要です。町民や地域、企業、関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、積極的に子育てを支援する環境をつくり、子育てにやさしい地域社会づくりを推進します。

◆計画の基本目標と施策の展開

基本目標1 子育てをみんなで支える地域をつくる

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、幼稚園・認定こども園・保育所・学校・住民等、地域における多様な資源や人材を活用しながら、行政と地域が一体となって様々な子育て支援施策の推進を図るとともに、子育ての悩みを抱え、孤立することのないよう、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。また、子育てのストレスや子育てにおける不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。

●● 基本施策と事業 ●●

1-（1）子育て支援機能の充実

- ① 親子のコミュニケーションの場づくり
- ② 子育てに係る相談・指導の充実
- ③ 子育て支援情報の充実

1-（2）子育て支援のネットワークづくり

- ① 子育てグループ活動への支援
- ② 地域の子育て支援者の充実

1-（3）地域で育む子どもの社会性の促進

- ① 子どもの健全育成の推進
- ② 地域活動・世代間交流の促進
- ③ 地域ぐるみのスポーツ振興
- ④ 国際交流の促進

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境をつくる

ひとり親家庭や障がいのある子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、様々なケースの子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援を推進します。また、次代の親となるための自覚や意識の啓発、薬物乱用のリスクの周知、インターネット・SNSの教育等、思春期の子どもたちに向けた正しい保健教育の充実を図ります。

●● 基本施策と事業 ●●

2-（1）母と子の健康づくりの推進

- ① 妊娠・出産期における支援の充実
- ② 子どもの健やかな発達の促進
- ③ 医療体制の整備と各種予防対策
- ④ 不妊・不育相談の推進

2-（2）経済的支援の推進

- ① 各種医療費の助成
- ② 児童手当や各種経済的支援
- ③ ひとり親家庭への自立支援

2-（3）障がい児施策の充実

- ① とともに生きる環境の整備促進
- ② 発達障がいへの対応
- ③ 経済的負担の軽減と自立への支援

2-（4）思春期の保健教育の充実

- ① 思春期における保健教育の充実
- ② 薬物乱用、インターネットトラブルの防止

基本目標3 子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

本町の子どもが自然豊かな地域の資源を生かしながら、いきいきと育つことのできるよう、安心して遊べる公園の整備や、地域の人々との関わりを深め地域文化を継承していくための活動を推進します。また、子どもたちの食を通じた健康づくりのための食育指導や栄養相談等を実施します。

●● 基本施策と事業 ●●

3-（1）子どもの居場所・遊び場の確保

- ① 放課後の子どもの居場所づくり
- ② 安心して遊べる公園の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上

3-（2）教育環境の整備

- ① 学力向上と一人ひとりに応じた指導の充実
- ② こころの相談体制の充実
- ③ 地域を知り愛する、体験学習の充実

3-（3）食を通じた健康づくり

- ① 食育の推進
- ② 地域の食材、郷土の味への理解

基本目標4 子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる

就労しながら楽しく子育てができるよう、仕事と育児の両立に向けた様々な保育サービスの充実に努めるとともに、保育所や放課後児童クラブを安心して利用できるよう、ニーズに応じたサービス量の確保を図ります。また、子育てしやすい就労環境を整備するために、町内の企業へ向けた労働環境制度の情報提供や育児のための休暇を取得しやすい環境整備の啓発に努めます。

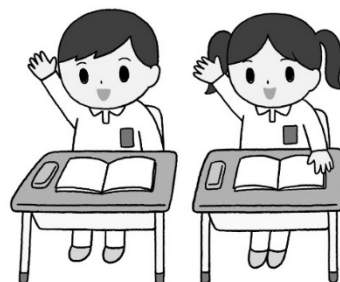
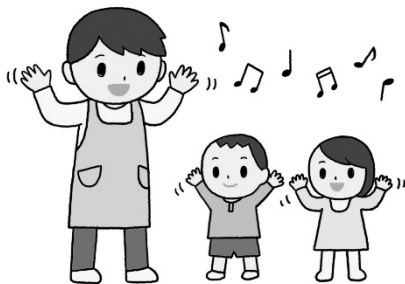
●● 基本施策と事業 ●●

4-（1）保育サービス等の充実

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 認定こども園等の普及

4-（2）子育てしやすい就労環境の整備

- ① 働き方の見直し啓発
- ② 子育て後の就業支援
- ③ 男女共同参画に向けた意識啓発



基本目標5 子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる

子どもが地域で安全に暮らし、子育て家庭が地域で安心して子育てをするためには、子どもが犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりが不可欠です。防犯パトロール等、子どもたちの安全を守る防犯体制の整備を地域や警察等と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めていくための取り組みを推進します。また、妊産婦や子どもを連れた方等、すべての方が公共施設等を安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

●● 基本施策と事業 ●●

5-（1）安全・安心な生活環境の整備

- ① 地域の防犯体制の充実
- ② 交通安全・事故防止の推進
- ③ 防災への備えと防災教育の推進

5-（2）子育てバリアフリーの促進

- ① 公共施設等のバリアフリー化の推進
- ② 健全な子育ての支援

基本目標6 子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる （子どもの貧困対策推進計画）

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活への支援や教育への支援、保護者に対する就労への支援等、生活の安定と自立の促進を図ります。

●● 基本施策と事業 ●●

6-（1）生活支援の推進

- ① 妊娠・出産期における支援の充実
- ② 保護者への経済的支援
- ③ 生活環境向上への支援

6-（2）教育支援の推進

- ① 学校をプラットフォームとした総合的な支援



◆子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

第1期計画から引き続き、町全体を1区域として設定し、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の計画期間の必要量の見込みと確保の内容を定めます。

2 教育・保育の認定について

子ども・子育て支援法では、教育・保育に関する施設等の利用にあたって、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなっています。認定区分は次の1号～3号の区分で行われます。

【教育・保育の認定区分】

認定区分	対象者	利用先	区域
1号認定	満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園	町内全域
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園	
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等	

3 「量の見込み」等を算出する項目

【事業の一覧】

区分	対象施設・事業
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園
地域型給付	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（私学助成）・幼稚園における預かり保育・認可外保育施設等

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	区域
①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業 基本型・母子保健型）	町内全域
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
③妊婦健康診査	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧一時預かり事業（幼稚園における在園児対象、保育所その他の場所での一時預かり）	
⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3-5歳		0歳	1-2歳	
令和2年度	①必要量の見込み	308	361	26	191	
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	100	410	12	145
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	231	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	12
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	331	410	30	198
	過不足②-①	23	49	4	7	
令和3年度	①必要量の見込み	284	333	27	201	
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	100	404	12	151
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	226	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	12
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	326	404	30	204
	過不足②-①	42	71	3	3	
令和4年度	①必要量の見込み	279	327	28	204	
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	391	13	167
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	391	31	208
	過不足②-①	15	64	3	4	
令和5年度	①必要量の見込み	273	321	29	207	
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	385	13	173
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	385	31	214
	過不足②-①	21	64	2	7	
令和6年度	①必要量の見込み	273	320	30	208	
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	382	16	173
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	382	34	214
	過不足②-①	21	62	4	6	
算出方法	必要量：1号認定、2号認定は二一ズ調査による推計値 3号認定は年齢別人口推計に、令和元年度の実績値に直近5年間の伸び率を乗じた。 確保の内容：令和4年度に私学助成幼稚園1園の認定こども園移行を見込む。					
【0～2歳児童の保育利用率】						
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
推計人口（0～2歳）	645	643	625	605	587	
確保の内容（定員数）	228	234	239	245	248	
保育利用率	35.3%	36.4%	38.2%	40.5%	42.2%	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援の充実のため、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた次の13事業を、地域の実情に応じて行います。

①利用者支援事業

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や子育てについての相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センター事業（基本型）

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	—	—	—	1	1
算出方法	令和5年度から1か所の設置を見込む。				

子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 （健康プラザ）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

お子さん（主に乳幼児）とその保護者の交流の場の提供と、子育てについての相談、親子遊びの催し等の子育て支援を目的とした事業です。

（単位：年間延べ人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
必要量の見込み	14,506	13,726	13,263	12,787	12,456
確保量	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
算出方法	必要量：直近5か年の利用実績に人口推計の増減率を乗じた。 確保量：年間受入可能延べ人数。				

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	207	201	195	188	183
確保量	207	201	195	188	183
算出方法	0歳児の人口推計を妊婦数と見込む。				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	207	201	195	188	183
確保量	207	201	195	188	183
算出方法	0歳児の人口推計を使用した。				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	20	20	19	19	18
確保量	20	20	19	19	18
算出方法	直近5か年の訪問実績から、0歳児の人口推計の1割とした。				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを対象に児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。ニーズ調査の結果、ニーズはありませんでしたが、事業実施のための研究を進めます。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	—	—	—	—	—

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、お子さんの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位：年間延べ人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	22	22	22	22	22
確保量	22	22	22	22	22
算出方法	直近5か年の利用実績から推計した。				

⑧一時預かり事業

就労、冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュ等、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、幼稚園、保育所等において、一時的にお子さんを預かる事業です。

【幼稚園型】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：年間延べ人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	12,633	11,654	11,439	11,223	11,206
1号認定	1,170	1,080	1,060	1,040	1,038
2号認定	11,463	10,574	10,379	10,183	10,168
確保量	12,633	11,654	11,439	11,223	11,206
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。				

【幼稚園型以外】

保育所その他の場所での一時預かり（トワイフスタイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

(単位：年間延べ人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
確保量	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
算出方法	直近5か年の利用実績から推計した。				

⑨延長保育事業

通常の保育時間（11時間）の前後に、保育所等において保育を実施する事業です。多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長を検討します。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	43	41	41	39	39
確保量	0	0	41	41	41
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。 確保量：令和4年度実施に向けて検討します。				

⑩病児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に病院・保育所等で一時的に保育する事業です。保護者のニーズに対応するため、実施に向けた検討を進めます。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	9	9	9	9	8
確保量(施設数)	0	0	0	1	1
算出方法	必要量：ニーズ調査における推計値を使用した。 確保量(施設数)：計画期間において、病児保育事業を検討します。				

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事等により、昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	226	228	218	208	196
1年生	93	99	86	84	78
2年生	72	70	74	65	63
3年生	38	36	35	37	33
4年生	17	17	17	16	17
5年生	6	6	6	6	5
6年生	0	0	0	0	0
確保量	220	220	220	220	220
算出方法	必要量：年齢別推計人口に、直近3か年の学年別放課後児童クラブ入所申請率の平均を乗じた。 確保量：放課後児童クラブの定員数				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園や保育所等に対して保護者が支払うべき、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の見込み	50	50	50	50	50
確保量	50	50	50	50	50
算出方法	町内幼稚園3園の補足給付事業対象者数を合計50人と見込む。				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園や保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の設置又は運営を促進するとともに保育の質を確保します。

あいかわ子ども・子育てプラン(第2期)

子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画(母体計画) 子どもの貧困対策推進計画

●● 概要版 ●●

発行：令和2年3月 愛川町

編集：愛川町民生部子育て支援課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1

電話：046-285-2111(代表)

<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp>